

(公開用 会議録原本と一部異なる部分があります)

令和5年

第2回東栄町議会定例会 会議録

(第3日)

令和5年6月15日(木)

令和5年第2回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和5年6月15日(木) 開議 午前10時00分
散会 午前11時42分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也		
総務課長	伊藤太	会計管理者兼税務課長	藤田智也
住民課長	伊藤仁寿	福祉課長	亀山和正
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	高尾公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸

令和5年第2回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

議事日程の報告

日程第 1 委員長報告

日程第 2 議案第35号 東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第 3 議案第36号 東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第 4 議案第37号 東栄町辺地総合整備計画の変更について

日程第 5 議案第38号 令和5年度東栄町一般会計補正予算（第3号）について

追加日程第6 発議案第1号 議案第38号令和5年度東栄町一般会計補正予算（第3号）
に対する付帯決議について

日程第 7 議案第39号 令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に
ついて

日程第 8 議案第40号 令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて

日程第 9 議案第41号 令和5年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算（第1号）について

日程第10 議案第42号 中設楽浄水場前処理ろ過設備設置工事請負契約の変更について

日程第11 議案第43号 東栄浄化センター電気設備更新工事請負契約について

日程第12 承認第 5号 東栄町表彰審査委員会委員の選任について

日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから本日の会議を開きます。ただいまの出席議員数は8名です。定足数に達しています。初めに、本日の議会運営並びに議事日程について議会運営委員長から報告いたします。

議長（加藤彰男君）

5番。

5番（伊藤真千子君）

本定例会の本日の議会運営について、6月12日に議会運営委員会を開催しましたので報告いたします。日程第1 委員長報告は、従来どおりです。議案審議につきましては、配付してあります審議一覧表のとおりです。日程第2 議案第35号から日程第8 議案第41号までの議案は、それぞれ上程し、討論、採決いたします。続いて、日程第9 議案第42号から日程第11 承認第5号の3件は、追加案件となります。なお、議案第42号と議案第43号は、一括上程し、質疑は議案ごとに行います。これら追加案件3件は、本日採決とします。日程第12は、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出であります。本日も、議会運営に御協力のほどお願いいたします。以上でございます。

----- 委員長報告 -----

議長（加藤彰男君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議事日程で進めますので、よろしくお願いたします。これより日程に入ります。

日程第1 委員長報告を行います。委員会に付託しました議案並びに陳情の審査が6月7日の常任委員会において行われました。審査結果につきまして、委員長の報告を求めます。

1番。

1番（岡田浩二君）

それでは、常任委員会の審査結果を会議規則第39条の規定により報告いたします。本委員会には「議案第35号 東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」、「議案第36号 東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について」、「議案第37号 東栄町辺地総合整備計画の変更について」、「議案第38号 令和5年度東栄町一般会計補正予算第3号について」、「議案第39号 令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第1号について」、「議案第40号 令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について」、「議案第41号 令和5年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第1号について」、「陳情第2号 国に対し、適格請求書等保存方法（インボイス制度）の延期・見直

しを求める陳情」、以上、議案7件と陳情1件の計8件が付託されました。6月12日の委員会審査の結果、議案第36号、第37号、第39号、第40号、第41号の5案件については、全会一致。議案第30号、第38号については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定されました。また陳情第2号の取扱いは、採決の結果、賛成多数により趣旨採択となりました。なお本委員会は、議員全員で構成され執行部側も全員が出席しておりますので、質疑、討論及び採決につきましては、省略をさせていただきます。以上、常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

委員長の報告が終わりました。これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、委員会の報告を終了いたします

----- 議案第35号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第2 議案第35号「東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「議長、3番」）

反対討論ですか。

（「反対です。」）

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。この議案は、町長ら3役の給与について、令和5年7月分から令和6年3月分までの間5%を減額し、職員の研修費用に充てるとの説明でありました。研修の内容は、人事組織改善研修業務委託料133万9千円であります。しかし、私は職員のために町が必要だと考えている予算であるならば、当初予算に一般財源から支出するのが妥当であって、町長ら3役が自らの給料を減額して職員に研修の機会を与えるという体制をとる必要はないと考えますので、反対したいと思っております。以上です。

議長（加藤彰男君）

次に賛成者の討論ありませんか。

櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

議案第 35 号につきまして、賛成討論を行います。東栄町長等の給与の特例に関する条例、令和 2 年東栄町条例第 1 号の一部を改正する条例に給料月額を令和 5 年 4 月分から令和 6 年 3 月分までの間に改正することとさせていただきます。削減額用途は、人事組織分析と研修業務等人事管理体制の継承と職員の資質向上を図る研修に充てるということでパフォーマンスでなく、身を切ることで東栄町の現況及び来年度の人事財政状況を勘案した実効性のある改正でありますので賛成といたします。また、来年度に関しては、やっぱりこういった当初予算だとか、そういったものへ考えてほしいなど希望を持っております。以上です。

議長（加藤彰男君）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認め、以上で討論を終わります。これより採決に入ります。

起立により採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。

原案のとおり、本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立ください。はい、着席ください。

起立 6 名、賛成多数です。よって議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 36 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 3 議案第 36 号「東栄町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 36 号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり、本案を決定することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 37 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 4 議案第 37 号「東栄町辺地総合整備計画の変更について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 37 号の件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり、本案を決定することに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 38 号 -----

議長 (加藤彰男君)

次に日程第 5 議案第 38 号「令和 5 年度東栄町一般会計補正予算第 3 号について」を議題といたします。これより討論を行います討論はございませんか。

(「議長、3 番)

はい、浅尾議員。

3 番 (浅尾もと子君)

議案第 38 号令和 5 年度東栄町一般会計補正予算第 3 号について、反対の立場で討論いたします。日本共産党の浅尾もと子でございます。私が反対する理由は、主に 2 点ございます。まず 1 点目は、この予算に含まれるプレミアム付商品券事業について。もう 1 点は、東栄保育園の園長の職務について業務委託に切り替えるという予算についてであります。まず第 1 の理由であるプレミアム付商品券事業について 2,823 万 5 千円の予算が含まれております。委員会での答弁では、前回の商品券事業の購入者数は、町民や町外の方、紙媒体とデジタルを含めて延べ 1,627 名でありました。町内の購入者は、このうちおそらく全町民の半数程度にとどまるのではないかと考えます。さらに商品券の 2 期目の販売に当たっては、大口の購入を認めたために多額の還元を受ける町民と全く還元されない相当数の町民という不公平が生まれており、私は商品券を町民全員に配布する場合に比べて問題があると考えています。そうした観点から今回のプレミアム付商品券事業は、予算総額 2,823 万 5 千円のうち町民に還元されるプレミアム分が 1,600 万円、予算の 56.6%であるのに対して、その他の経費としてかかる 1,223 万 5 千円は、事業費の 43.3%に及びます。観光まちづくり協会に支払われる建付けとなっております。私は、過去に東栄町が実施した 3 回の商品券事業また私が調べた蒲郡市、新城市、設楽町の事例の中で、プレミアム分を除いたその他の経費の割合が最も高いという点が気になりました。町は、観光まちづくり協会に支払われる、その他の経費の内訳について、人件費やデジタルシステムの初期費用、クレジット決済等のシステム運用費、広告費、換金手数料、紙商品券の管理費などと答弁しています。今回の商品券の財源は国民の税金である地方創生臨時交付金でありまして、私は全町民に公平に還元すべきものと考えます。そのため私は、本事業を紙媒体に限定して、商品券を全世帯へ郵送などで配布する。また割引金にかえて、広報と併せて全世帯に配布するなどの方法によるならば経費は大幅に削減でき、また全町民に平等に効果が行き渡ると考えますので、そのような方法についても検討すべきだと考えます。今回私が反対する第 2 の理由であります。東栄保育園の園長の職務を業務委託に切り替えるための予算 438 万 6 千円について討論いたします。6 点に及びます。長時間の討論となりますが、大変重

要な問題と考えますので、御容赦いただきたいと思います。町によりますと、この経緯は、今年3月末まで再任用の管理職として、保育園長の任にあった職員に対して、町は4月1日より雇用形態を見直し、保育園長の職務を業務委託数とする契約を結びました。本議会の質疑では、既に4月分、5月分の委託料が支払われていること、新城市や設楽町、豊根村では、保育園長の職務を委託とした例がないことがわかっております。それでは、なぜ保育園長の職務を業務委託に切り替えることが許されないと考えるのか、以下6点述べたいと思います。まず一つ、請負契約では、町長が園長に対して指揮命令を行うことが出来ないということ重大だと思えます。町がある事業について、その業務を第三者に委託すると、町はその事業者細かい指揮命令が出来なくなります。つまり町が管理運営するはずのとうえい保育園の責任者である園長に町長が指揮命令出来なくなるということです。また町の服務規程にも委託事業者は従うことはありません。服務規程に従わない園長を認めてよいのかという問題もあります。町が業務を委託した民間事業者たる園長の裁量で東栄町の子供たちを預かる保育という公務が行われるということ。大きな問題が生じます。町長が園長に指揮命令ができるとするならば、これは既に請負契約ではなく、指揮命令が出来ないとすれば、それ自体が大問題だということです。また民間の事業者である園長の指揮命令に、町職員である保育士が従うということも大きな問題があると思えます。2点目が、園長が事実上の労働者に当たるという点であります。町長は、常任委員会の質疑で個人事業主である園長に昨年度までと同じく指揮命令が可能である旨答弁しました。そうなりますと受注者である町長の指揮命令を受けて、園長が働くことになり、業務請負契約の範疇を逸脱することになり、事実上の労働者になってしまいます。実態が労働者であるにもかかわらず、形式上は業務委託契約としているという状態は、偽装請負と言えると考えます。地方公共団体である東栄町にとって、信用を大きく傷つけるものだと考えます。3点目は、保育園長の請負業務は、園児、保護者、園長自身のけがや命の保障を危うくすることになると考えるからです。業務請負の受託者は、その事業の財政上、法律上、全面的な責任を負います。しかし町長は、今議会で園長が業務中に園児を死傷させてしまうということが起きた際の損害賠償責任について検討する責任は私にあると曖昧な答弁を行いました。同様に園長が業務中や通勤中の事故などで負傷した場合、公務災害の補償も労災保険の給付も受けられません。この点について町は、早急に検討して対応すると答弁しましたが、契約前に確認しておくべき事柄ではないでしょうか。行政として余りに無責任な委託契約は、園児や保護者の安心安全の公務への信頼を裏切るものです。4点目は、町が保育園長の業務委託を行うための前提が誤りだったのではないかという問題です。私は昨日、国の総務省や愛知県に問合せをいたしました。その他、労働基準監督署ですとか、地方公務員・国家公務員の労働組合の方にもお話を伺いました。皆さん、公務の管理監督職について、外部委託した事例があるかと私がお尋ねしますと、いずれもそのような例は初耳だと言われます。なぜなら法的根拠がないからだと思えます。なぜ東栄町だけがこのような特異な事態に至ったのでしょうか。町が保育園長の職務を業務委託するに至った原因は、定年の年齢を段階的に引き上げる、地方公務員法の改正に対する解釈の誤りがあったと思えます。町は、本議会の中で園長の業務を委託とした理由について、このように述べました。再任

用の管理職として保育園長の任にあった職員が今年4月の役職定年制の導入により60歳超であるために係長以下の任用となるどころ、他に適任がないために引き続き、園長に任用する必要があり、やむなく委託としたといった答弁でありました。この点について、役職定年制には、その職員を他の職に異動することで公務の運営に著しい支障が生じる場合には引き続き、管理監督職に任命できる特例任用の制度が設けられています。町職員の定年等に関する条例では、第9条に位置づけられております。ただし、問題はこの役職定年制がこの制度の導入以前に既に定年退職しており、再任用であった保育園長には適用されないということであります。町は今年4月以降は、係長以下になると誤認して委託契約を結んだのです。また再任用職員は、4月からは暫定再任用職員と改められますが、この暫定再任用職員には管理監督職への任用を禁じる法律上の規制がありません。愛知県及び名古屋市に伺いますと、今年4月1日以降も暫定再任用の管理職を任用しているとのことであります。町の条例にも暫定再任用の管理監督職への任用を禁じる条文は設けてありません。ですから町長が園長を留任させる必要があると判断したならば、当該職員を引き続き暫定再任用の管理職として、延長の任につかせることが可能だったんです。これは重大な問題です。町は、園長を留任させる特別の事情認識しながら係長以下に降格させなければならないという誤った前提を園長に提示し、業務委託契約という脱法的な雇用関係を締結したことになると考えます。私は、このような職員の公務員としての身分を剥奪するという重大な決定をする前に、なぜ国や愛知県に問合せすることが出来なかったのか、残念でなりません。振り返れば先般の診療所建設をめぐる国民健康保険の交付金が受けられなくなるという事態がありました。その後、町の努力で受けることができるようになったものですが、同時に診療所建設をめぐるのは、子育て支援センター整備の補助金について、確認不足から申請を断念しております。また、近年では愛知県が町にかわって行う県代行工事、道路の工事の関連する費用について、本来町が負担しなければならないものについて、県からの支出を予定して予算をつくっていたということもあります。国や県への確認不足ということは間々あるわけでございます。町長は、今議会でこの委託について一番良い方法だったなどと答弁しましたが、職員の身分、待遇をめぐる重大な不利益変更です。私は町が速やかに当該職員に謝罪し、委託契約を撤回した上で改めて暫定再任用の管理職の保育園長として任用することを求めます。なお今年4月の人事で昨年度には再任用の管理職の任にあった職員複数名が管理職から外れております。私は、本件と同様に誤った前提のもとで行われた不必要な降格がなかったか併せて調査が必要だと考えます。このような町の誤認に基づく、東栄町独自のルールが認められることは、今後定年を迎える職員の皆さんにまで及び、東栄町政の信用を落とすこととなります。五つ目は、このような町独自のルールが認められるならば、この脱法的な手法は全国に先駆けて公務を破壊する先例になるということです。私は、本予算案の審議に当たりまして、国総務省、労働基準監督署、愛知県名古屋市、国家公務員及び地方公務員の労働組合、弁護士、学者、社会保険労務士などに聞き取りを行いました。共通する意見は、皆さんこのような事例を聞いたことがないと話したことです。公務員である町の保育士が、民間事業者である園長の指揮命令を受ける義務があるか。民間事業者に町と同等の決裁権を与えてよいのか。また残業

を命じる権利があるのか。などなど東栄町の延長業務の委託によって、多くの問題に直面しました。私自身は、保育園長に限らず公務という権力的な職務権限の行使を外部委託することは、法律の根拠がないので出来ないと考えます。広い公的権限と裁量を持った保育園長の委託がもしも可能だとすれば、一般職の課長、学校長、診療所長、その部下として働く職員全員を委託に置き換えることも可能になるのではないのでしょうか。この予算が認められれば、町の委託契約を結んだ目的がどうであれ、東栄町は公務の管理監督職を民間委託した異例の自治体として、全国に注目されることになるでしょう。最後の6点目は、議会は、町と町議会の信用のために本議案を否決すべきだと考えるからです。委員会質疑を受けて、私は6月13日、町総務課にあてて、予算の修正を求めるメールを送りましたが、回答はありませんでした。また私はこの予算をどうしても東栄町の信頼信用のために、通すべきではないと考えることから、予算の修正についても検討いたしました。開会から8日間の本日に至るまで、それは議員個人の力では及ばなかったということをし添えておきたいと思えます。この予算が否決されたならば、町政が混乱する必要な予算が住民に届かなくなると、ご心配する意見があると思えます。しかし、行政は議案が否決されたならば、議案の問題点を速やかに修正して、来週にでも、再度、臨時会を開いて諮れば問題ありません。また緊急であれば、専決処分によって、予算執行することも可能です。新聞やテレビ等の報道を見る限り、全国にはたくさんの地方議会で議案や予算が否決されております。議会が行政に再考、改善、議案の再提出を促すということは、健全な議会の在り方だと私は考えます。臨時会を開いて、議案を修正、再提出する手間は行政が、支払ってしかるべき民主主義のコストだと考えます。以上で長くなりましたが討論といたします。

議長（加藤彰男君）

次に、議案に賛成者の発言を許します。

（「議長、1番」）

岡田議員。

1番（岡田浩二君）

議案第38号、令和5年度東栄町一般会計補正予算第3号に対する賛成の立場で討論をさせていただきます。初めに、本補正予算は新型コロナウイルスを克服するため、その影響で、生活にお困りの方への支援策などにおいて、国と県の支出金による事業を加えて、拡充し、対応していることを評価したいと思います。まず、本補正予算の大層は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,015万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億7,400万円とするものであります。この補正予算には、大きく二つの財源の側面がございます。一つは、新型コロナウイルス感染症対策に関連し、国の交付金や県の補助金を充てる増額補正。それと前年度の決算繰越金などを充てる増額補正であります。前者においては、国の交付金、地方創生臨時交付金と愛知県の補助金で、今年度もプレミアムつき商品券事業に充てるものであります。新型コロナウイルス感染拡大で、影響を受けた地域経済や住民生活を支援するために必要な対策であると私は理解しております。反対討論の中でプレミ

アム商品券の執行について、経費率や手続論において問題があるという御指摘がございました。昨年度プレミアム商品券は、県内で1億円を超える経済効果があったと聞いております。このことは、町内の中小企業の事業者を支援することにつながりました。また、経費率については、高齢世帯や若い世代の方々に対して、利便性を考え、ネット販売を取り入れた。このことで前年度を上回る経費が発生したことは、確認をさせていただいておりますが、デジタル化を進める上で有効な手だてであり、何ら問題がないものと理解しております。後者の決算繰越金財源は役場内の改修などによる修繕料、旧東栄小学校校舎等解体工事設計委託料、北設情報ネットワーク運営負担金、防犯対策設備等への補助、带状疱疹ワクチン接種に関わる予防接種費用助成金、町道東栄中学校線改良工事、東栄中学校自動火災報知設備取替え費用等々でございます。住民の福祉向上に必要な対策であると理解したところでございます。東栄町は長くコロナ過により、飲食店だけでなく、観光、小売り業など様々な分野にわたり、町の経済のほぼ100%を占める中小零細企業の事業者の体力が落ち、また困窮する町民も増えてきております。新型コロナウイルス感染症が、2類から5類に変更になったものの、コロナ災害の収束はいまだ見通せません。モニタリング体制の強化など課題が山積しております。村上町長におかれましては、スピーディーかつタイムリーな予算執行編成、機動的な役場組織への変革を期待しております。今回の町議会定例会では補正予算案について、常任委員会において熱心な質疑が行われたことは、私委員長として、率直に言ってよかったですと感じております。質疑の中で、個別の事業について、反対する御意見も様々ございました。反対討論の中に特に質疑が集中しました保育園長の業務委託に合理性がないとの質疑はございました。本件については、昨日私、執行部に問合せたところ、関係機関、顧問弁護士からは、契約に何ら問題はないと確認をしたということでありました。ついては、これらをもってこの補正予算案そのものに大きな瑕疵があるとは言えません。ただ雇用契約の在り方や計画の変更において、もう少し詰めて熟考することで、わかりやすい説明になり、また納得感が得られたと思えると、そういったところはございます。いずれにせよ、本補正予算成立後は、町民の命と暮らしを守る町政の実現に向けて議会が町長と活発な政策議論を交わし、その職責をしっかりと果たしていくことを表明いたしまして、賛成の討論を終わります。以上であります。

議長（加藤彰男君）

他に討論はございませんか。

（「議長、2番」）

はい。佐々木議員。

2番（佐々木一也君）

令和5年度一般会計補正予算第3号について、反対の立場で討論いたします。先日の委員会では、賛成とさせていただきましたが、本日まで熟考した結果、反対としましたので、討論をさせていただきます。園長業務委託料は、定年の引上げに伴う給与額変更などにより、職員給与等を減額し雇用形態を業務委託として委託料をつけるものです。地方公共団

体の委託などについては、随分前から実施がされているもので、国などからも委託の方法などが通知等で知らされていると思いますが、例えば、地方公共団体の適正な請負委託事業の推進のための手引や、地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドラインなどに請負や委託と労働者派遣の違いに十分注意し、指揮命令を行わないようになどの記載がされております。この注意点の一つを挙げると発注者である地方公共団体から委託者に対して、指揮命令をすることは、委託や請負ではなくなるので、注意するようということですので。ですから園長業務を委託するということは、町から園長に対しての指揮命令は出来ず、また園長から保育士等の職員に対しての指揮命令も地方公務員法もさらに関係して来るので、よくよく考える必要があると思います。この業務委託により、実際に園長が交代するわけではないので見た目は何も変わらず、園児や保護者、職員の誰からも違和感も支障もないように保育園業務が続けられていると思われるかもしれませんが、指揮命令が出来ないということは、例えば事故など不測の事態があったときに、指示が出せないということになります。さらに東栄町保育所の管理運営に関する規則を見ると、少し省略しますが、第3条には、園長等の職員は町長が任命するとか、第5条には、園長は、東栄町保育所設置条例及びこの規則の定めるところに従い、職員を指揮監督して、保育業務等の遂行を図るものとするなどと規定がされております。これは指揮命令がされる状態であると捉えることが出来ますので、もし仮に園長業務を委託するのであれば、予算案の提出に合わせて、東栄町保育所設置条例や東栄町の保育所の管理運営に関する規則など関係条例等の改正案の提出も考える必要があると思います。予算を否認するということは、提出される全ての予算に対して否認することになるので、その予算全体を見て賛否を判断しないとイケないと思いますし、早期に進めていただきたい補正予算もあります。しかし、この園長業務委託を認めてしまいますと、事故などが起こった場合に責任の所在が曖昧ですし、園長業務を引受けてくれる園長が守られることがありません。また、そのような状態にあるということを知らない保護者も出てくる可能性があります。平常時でも非常時でも安全に安心してお子さんを預けられることを最優先に考える必要があり、園長業務に対し、迅速な対応が図られるべきと考えますので、本議案に関し反対いたします。

議長（加藤彰男君）

他にございませんか。

（「はい、議長」）

村本議員。

7番（村本敏美君）

賛成の立場で討論をさせていただきます。令和5年度東栄町一般会計補正予算第3号について、賛成の立場でございます。先程来、私と同じ、また1番の岡田議員が、るる述べていただき内容が重複する点があるとは思いますが、早く討論をしたいというふうに思っております。このプレミアム商品券についてですけれども、プレミアム商品券、昨年10月10日から令和5年の2月28日の間で言われたとおり、1億67万7千円というお金が東栄

町の中で消費というかわれたということでございます。浅尾議員が恐らく東栄町民の半数がその利益を受けたというふうに思ったような発言をされましたけれども、私はそれ以上の皆さんが享受をされたというふうに思っております。本予算にはプレミアム商品券以外にも带状疱疹の予防接種の助成金だとか、子育て世代に対する給付金等の予算も含まれております。予算が否決され、遅延すればこのようなプレミアム商品券についても、今申し上げた予防接種の補助金等についても遅れが生じてくる。なるべく早く町民の皆さんに届けてあげたほうがいいじゃないかなというふうに思っております。先程来園長の業務についても発言等ございましたけれども、これは町側と委託者との話し合いの中で十分話し合っただけで決めたことであり、昨日も執行部に確認をしましたところ、問題ないということですので、業務委託については、私は問題ないんじゃないかなと思っております。以上で、賛成討論終わらせて頂きます。

議長（加藤彰男君）

他にございませんか。以上で討論を終わります。ここで暫時休憩といたします。再開を概ね 11 時過ぎになるかと思っておりますので、議員の皆さんは議員控室の方に移動をお願いいたします。暫時休憩といたします。

議長（加藤彰男君）

それでは、時間をとってしまいましたけどこれより、会議を再開いたします。議案第 38 号「令和 5 年度東栄町一般会計補正予算第 3 号について」これより採決に入ります。起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

原案のとおり、本案を決することに賛成の方の起立を求めます。着席ください。

起立 4 名、起立多数です。よって議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

----- 発議案第 1 号 -----

議長（加藤彰男君）

ここで議長発議により日程の追加を行います。よろしいでしょうか。御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは日程第 6 議案第 39 号の前に発議第 1 号「議案第 38 号令和 5 年度東栄町一般会計補正予算第 3 号に対する附帯決議について」この議案を追加日程といたしますがよろしいですか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、提出者の説明を求めます。しばらくお待ちください。いま執行部側の席に、議案を配付いたします。それは提出者の説明を求めます。

(「議長、5番」)
伊藤議員。

5番(伊藤真千子君)

発議案第1号 議案第38号 令和5年度東栄町一般会計補正予算第3号に対する付帯決議について。議案第38号 令和5年度東栄町一般会計補正予算第3号に対する附帯決議を別紙のとおり提出する。令和5年6月15日 提出者 伊藤真千子、岡田浩二。議案第38号 令和5年度東栄町一般会計補正予算第3号に対する附帯決議案、議案第38号、令和5年度東栄町一般会計補正予算第3号の採決に当たり、2款総務費1項総務管理費、1目一般管理費の人事組織改善研修業務委託料。また3款民生費、2項児童福祉費、2目保育園費の延長業務委託料について、下記の意見書を付すものとする。1 人事管理及び人事育成においては、長期的な視点から方針及び計画を策定し、そのために必要な予算などの措置は当初予算編成などにおいてなされるよう今後努められたい。2 保育園の園長、(保育所長)は、子どもの安全や健康の管理、運営管理、人事、労務管理、施設整備、経理事務など保育園全般にわたる責任と業務を担う職である。人事や処遇において、法的また制度的に十分な検討を行うように努められたい。上記決議する。令和5年6月15日、東栄町議会。

議長(加藤彰男君)

はい、ただいま提出の説明がありました。今回上程追加上程ですので質疑を許します。質疑ありますか。

(「議長、3番」の声あり)
浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

令和5年度東栄町一般会計補正予算第3号に対する附帯決議案が出されました。提案者の2人に質疑をしたいと思います。附帯決議案の項目の二つ目であります保育園の園長(保育所長)は、子どもの安全や健康の管理、運営管理、人事、労務管理、施設整備、経理事務など保育園全般にわたる責任と業務を担う職である人事や処遇において、法的また制度的に十分な検討を行うよう努められたいとの文言であります。具体的には、人事や処遇において、どのような問題を認識しているから検討を求めたいということなのか提案者の認識を伺います。

議長(加藤彰男君)

はい、岡田議員。

1番(岡田浩二君)

今回の議案38号に対する発議案について、その中で今浅尾議員のほうから、人事処遇におけることについて、ちょっと質問がございましたけど、先ほどの反対意見の中にも、る

る述べられております。その中で、保育園の業務委託の合理性ということに対して、五つほど大きく述べられておるんですけど、その中で強く偽装委託というようなお話もされておったんですけど、これはどういう具合にしてやれば、私自身が法的に何ら問題がないというように発言はしておりますし、確かにそのとおりだというふうに感じておるんですけど、それを今回半々に近いような状況の議決であったことに対して、今回こういう発議をさせていただいておるんですけど、今後その人事処遇において再度、例えば賠償問題ですか、いろいろ言われたんですけど、そのことに対して、また予算の中で施設管理者賠償責任保険ですとか、いろいろなやり方があると思うんですよね。だからそういったことも、深くそこに盛り込んで、仮に何かあった利用者というか、園児への対応ですとか、また当の本人の委託先に関わる労災関係の話もそうなんですけど、そこに対する具体的にさあこうせよということは今ちょっとお話が出来ませんが、そういうことを深く検討していたければありがたいとそういうことであります。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

回答があった点について再度お尋ねいたします。提案者の言う十分な検討を求めるということ、労災保険など個人賠償責任保険などというような提案があったものと思いますが、私個人としては、園長の業務というのを委託契約とすること自体が問題だと考えております。提案者におかれましては、この委託契約の対象を意図して、この附帯決議案を上げたものなのか、委託契約は解消する必要がないと、いま現在でお考えなのかということをお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

はい、岡田議員。

1番（岡田浩二君）

先程ちょっとお話ししておりますけど、その指揮命令がない、要は偽装委託だというような話もあったんですけども、それは私も執行部からお話を聞いております。とにかく、その件については問題がないんだという発言を聞いております。私自身もこれって違法なんでしょうか、違法じゃないんですかっていう話になった時に、いま現段階で私からこれは完全に違法じゃないよというふうに言い切れるかということそうではないんですけど、私はもう限りなく違法性はこれはないというふうに理解をしておるものですから、今の委託事業をやめようですとか、今この場ですぐやめよとか、そういう議論ではないということをおきます。

議長（加藤彰男君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

それでは討論に入ります。討論ございませんか。

（「議長、3番」の声あり）

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。令和5年度東栄町一般会計補正予算第3号に対する附帯決議案に反対する討論を行いたいと思います。まず1点は今回、予算が可決されましたこの保育園長の任を個人請負の委託業務とするという予算であります。私は、子供たちの安心安全に対して公立保育園の園長として、責任を負うべき職務について業務委託をするということは到底許されないと考えております。ただ今の提案者からの御発言では、この問題は違法ではない。違法かどうか違法ではないと言い切れないが、違法性は限りなくないと考えするという御意見でありましたが、私個人の認識としては、違法性がないと明確に言い切れないものについては、議会は否決するべきだったと考えております。今回の議案で、提案者の意図として、園長業務の個人請負での委託を改めさせる目的がないということ私は理解いたしました。この問題は、議員の皆さんと私自身の認識との間で大きな差があると感じます。今回この法的拘束力のない附帯決議を議会で諮って決めたとしても町にはお願いするだけで、何ら改善の約束を得られるものではないんです。私は、子供たちの安心安全の責任を負う園長の業務について、賠償責任もまた労働者としての保護も明らかにならないままに議会がこの予算を可決してしまったという責任は、附帯決議案を可決したとして、いささかも減ずるものではないと考えます。こういったパフォーマンスに反対いたします。

議長（加藤彰男君）

賛成討論ございませんか。

（「議長、4番」）

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

議案第38号附帯決議に対して賛成の立場で話させていただきます。2番のところで、3行目、人事や処遇において法的また制度的に十分な検討を行うように努められたいとありますが、賛成の立場なんですが、ここをもう少し具体的に明記したほうがいいと思っております。全てのやはり事故や、そういったものを想定した、または保育園の園長、業務委託者、一方的に不利益な状況にならないよう業務委託者である園長の契約を最後まで早急にしないと、いつ何どき事故が起こるかわからないと思いますので、こういった策定することを明記してほしいということで終わります。以上です。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。起立により採決を行います。

発議案第1号を決することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。

起立5名です。賛成多数です。よって発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（加藤彰男君）

次に日程7でお願いします。日程追加で一つずつこれからずれていきます。

----- 議案第39号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第7 議案第39号「令和5年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第1号について」を議題とします。これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（加藤彰男君）

討論なしと認めます。これより議案第39号の件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり、本案を決定することに御異議ございません。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認め、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第40号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第8 議案第40号「令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第40号の件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり、本案を決定することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第41号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第9 議案第41号「令和5年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第1号について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第41号の件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり、本案を決定することに御異議ございませんか。

異議なしと認め、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第42号、第43号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第10 議案第42号「中設楽上水道前処理ろ過設備設置工事請負契約の変更について」、日程第11 議案第43号「東栄浄化槽浄化センター電気設備更新工事請負契約について」を一括と議題といたします。執行部の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（原田経美君）

議案第42号 中設楽浄水場前処理ろ過設備設置工事請負契約の変更について。次のとおり、変更請負契約を締結したいので、東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例、昭和40年東栄町条例第20号、第2条の規定により議決を求める。契約の目的ですけれども、中設楽浄水場前処理ろ過設備設置工事です。変更前の契約金額は1億4,179万円 変更後の契約金額が1億4,301万2,100円です。増額が122万2,100円です。契約の相手方は、名古屋市千草区荒子一丁目196番地、理水化学株式会社名古屋支店となります。変更の概要ですけれども、変更概要は、処理ろ過設備のうち水質をはかる計器において、児童構成するために、ろ過水をサンプリングするため計器までの配管が必要となったためです。続いて議案第43号東栄浄化センター電気設備更新工事請負契約について。次のとおり請負契約を締結したいので、東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。契約の目的は、東栄浄化センター電気設備更新工事です。契約の方法は指名競争入札契、約金額は6,160万円。契約の相手方は、名古屋市千草区内山一丁目23番7号。名三業業株式会社 代表取締役 鳥山正明です。事業の概要ですけれども、事業名は令和5年度社会資本整備総合交付金事業となります。仮契約日は、令和5年6月9日です。工事の概要としましては、返送汚泥濃度計2組、返送汚泥流量計2組、放流流量計1組、汚泥貯留槽水位計1組、薬品溶解タンク液位計1組、計装盤1面、場内マンホールピット推計一式です。工期につきましては、議決の日から令和6年3月22日までとなります。以上です。

議長（加藤彰男君）

議案の説明が終わりました。初めに議案第 42 号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子様）

お尋ねいたします。今回の契約の変更は、中設楽浄水場前処理ろ過設備設置工事を 122 万 2,100 円増額し、1 億 4,301 万 2,100 円とするものであります。今回の変更に当たってですね、関連質問になるかとは思いますが、6 月 2 日からの大雨などのような災害級の大雨についてこの工事がどの程度効力を発揮すると期待しているか伺いたいと思います。併せて 2 日ほど前町民の方から中設楽や下田の水が濁るであるとか強いカルキ臭がしたなどとの声が上がっております。大雨の被害はなかったのか関連質問となりますが、御答弁いただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

今回については契約についての議決事項です。それ以外のこととなりますので、執行部が答えられるかどうかについては、執行部の判断でいいですか。

建設課長。

建設課長（原田経美君）

今回の大雨につきましては、まだこの前処理装置は設置されておられませんので、以前と同じような状況で取水停止をしたりとか、そういった処置はしておりますけれども、かなり濁度の高い出水はしております。それから効果につきましては、まだ稼働しておられませんので、実際どうなのかというところはよくわかっておりませんが、ほかの他市町村で使用している状況を見ると、効果が期待できるんじゃないかなとは思っております。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

（「はい」）の声あり。

以上で質疑を終わります。

次に、議案第 43 号の質疑を行います。質疑はございませんか

はい、浅尾議員。

3 番（浅尾もと子様）

東栄浄化センター電気設備更新工事請負契約 6,160 万円での契約であります。お尋ねいたします。この入札の内容を教えてくださいなのですが、何社が参加し何という事業者であり、それぞれいくらずつの入札であったか。また 6,160 万円は、落札率にして何%か

伺います。

議長（加藤彰男君）

今、持ち合わせていますか。

建設課長。

建設課長（原田経美君）

指名業者につきましては、5社となっております。業者名は名三工業株式会社それから株式会社アイテム、荏原商事株式会社豊橋営業所、株式会社中部新城営業所、株式会社エステムとなっております。金額については差し控えたいと思います。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

ただいまの答弁、入札価格については答弁を差し控えたいということでありましたが、合理的な理由はない答弁拒否に当たると考えます。東栄町は、入札の結果について、インターネット上で公表しておりますので申し上げますと名三工業株式会社は、第1回 5,600万円、株式会社アイテムは5,750万円、荏原商事株式会社豊橋営業所は5,789万円、株式会社中部新城営業所は、5,892万円、株式会社エステムは5,900万円でありまして名三工業株式会社が6,160万円税込みという金額で落札したものであります。どこでも、公表ができるものについて、町が示せないとするのは異常な事態だと考えますので、私から発言させていただきました。そしてもう1点、答弁が差し控えられたことがありました落札率であります。名三工業株式会社の契約金額6,160万円。価格に対する落札率は99.29%と極めて高い数字となっております。落札率が極めて高いという状況では、談合の疑いなど一般論としては、疑われるところではあるんですけども、町としては、入札に談合などはなかったと認識していると理解してよろしいでしょうか。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

建設課長。

建設課長（原田経美）

はい、ないと認識しております

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

(「はい」) の声あり。

以上で質疑を打ち切ります。これより討論を行います。

初めに2議案のうちの議案第42号について、討論はございませんか

(「なし」) の声あり。

討論なしと認めます。

これより、議案第42号の件を採決いたします。

原案のとおり本案を決することに御異議ございませんか。

(「なし」) の声あり。

異議なしと認め、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号について討論はございませんか。

(「なし」) の声あり。

討論なしと認めます。

これより議案第43号の件を採決いたします

原案のとおり本案を決することに御異議ございませんか

(「なし」) の声あり。

異議なしと認め、議案第43号は、原案のとおり可決されました

----- 承認第5号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第12 承認第5号「東栄町表彰審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

承認第5号 東栄町表彰審査委員会委員の選任について。東栄町表彰審査委員会委員に下記の者を選任したいので、東栄町表彰条例第4条の規定により議会の承認を求める。選任したい委員の氏名を読み上げます。伊藤敏夫、谷川一成、初澤宣亮、夏目安正、渡辺忠司、佐々木経人、長野好孝、長谷五子、原田邦夫。理由は、任期満了による。任期は、令和5年9月6日から令和7年9月5日まで。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」) の声あり。

以上で質疑を終わります。本件は人事案件でありますので、討論は省略し直ちに採決いたします。採決は起立によって行います。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって承認第5号は、原案のとおり承認されました。

----- 閉会中の継続審査 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第13「議会運営委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。議会運営委員長から次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。閉会中の継続審査をすることに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出の閉会中の継続審査を決定いたしました。

----- 閉 会 -----

議長（加藤彰男君）

以上で本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

会期中の皆様の御協力に改めて御礼申し上げます。

以上をもちまして、令和5年第2回東栄町議会定例会を閉会いたします。